

○東温市障がい者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査
費用助成事業費補助金交付要綱

(令和3年4月15日告示第66号)

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクの高い障がい者等への感染を防止し、かつ、障がい者福祉施設等（以下「施設等」という。）における集団感染の発生を抑止するため、新たに施設等へ入所する障がい者等が受けた医療機関における自主検査（PCR検査であって、行政検査によらないものをいう。以下「検査」という。）の費用に係る本人負担分を負担した施設等の設置者に対し、予算の範囲内において東温市障がい者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者等 障がい者及び障がい児をいう。
- (2) 施設等 短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び障害児入所支援を提供する施設及び事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者の検査の費用に係る本人負担分を負担した施設等の設置者とする。

- (1) 本市に住所を有し、新たに施設等へ入所する障がい者等
- (2) 市内の施設等に新たに入所する障がい者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 検査の費用に対し、他の補助金等を受けた場合（愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金を除く。）
- (2) 検査の結果、陽性と判定された者であって、直ちに保健所へ連絡を行わなかったもの。ただし、医療機関が保健所に発生届を提出した場合を除く。
- (3) 補助金の交付対象となった検査から1月以内に再度検査を受けた場合

（補助金額）

第4条 補助金の額は、第3条第1項の規定により施設等の設置者が負担した額の総額とする。ただし、検査1件当たりの補助限度額は15,000円とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（実施期間）

第5条 補助金の交付対象となる検査の実施期間は、令和3年4月20日から令和4年3月31日までとする。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、東温市障がい者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、東温市障がい者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後も適用する。

(帳簿等の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の実施に関する証拠書類、帳簿等を常に整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月20日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

東温市障がい者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費補助金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

東温市障がい者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]